

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症については、現在、指定感染症として定められており、昨日、政府から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が公表されましたので周知させていただきます。同方針の中で、特に事業者に対しては、「①発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨」「②テレワークや時差出勤の推進等の強力な呼びかけ」「③イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染広がり、会場の状況等を踏まえた、開催の必要性の検討」が要請されています。

このようなことから厚生労働省では、企業における取組をまとめた「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を作成し、ホームページにおいて周知を図っております。

<参考>

○新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向け Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihonhousin.pdf

【基本方針の重要事項】<抜粋>

■国民・企業・地域等に対する情報提供

- ・患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ・イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

■感染拡大防止策（今後）

- ・地域で患者数が継続的に増えている状況では、積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。

【個人における感染予防策】

- ・手洗い、うがい、アルコール消毒の励行
- ・咳エチケット（※）の徹底 ※個人が咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえること
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休む
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定・記録する
- ・「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」場合は、各都道府県設置の「帰国者・接触者相談センター」に相談する

○設置場所 県内12健康福祉事務所（夜間、休日は疾病対策課）

最寄りの相談窓口 加古川健康福祉事務所 TEL. 079-422-0002

加東健康福祉事務所 TEL. 0795-42-9436

その他の相談窓口 疾病対策課・平日（9:00～17:30） TEL. 078-362-3264

休日・夜間（17:30～翌9:00） TEL. 090-3265-8583